

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

鈴鹿市長 **末松 則子**

鈴鹿市条例第 3 2 号

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関
する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する
条例（平成 2 7 年鈴鹿市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （昭和31年法律第162号。 <u>以下「法」とい う。</u> ）第23条第 1 項の規定に基づき、次に掲 げる事務は、市長が管理し、及び執行するも のとする。 （1） <u>図書館（分館を含む。）</u> 、博物館、 <u>公民館及び鈴鹿市ふれあいセンターの設 置、管理及び廃止に関すること（法第21 条第 7 号から第 9 号まで及び第12号に掲 げる事務のうち、これらの教育機関のみ に係るものを含む。）。</u> （2） 略 （3） 文化に関すること（ <u>次号に掲げるも のを除く。</u> ）。 <u>（4） 文化財の保護に関すること。</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （昭和31年法律第162号）第23条第 1 項の規 定に基づき、次に掲げる事務は、市長が管理 し、及び執行するものとする。 （1） 略 （2） 文化に関すること（ <u>文化財の保護に 関すること</u> を除く。）。

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の本則第1号若しくは第4号に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(鈴鹿市立公民館条例の一部改正)

- 3 鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可) 第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 <u>市長</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。 (許可の制限) 第7条 <u>市長は、前条第1項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当</u>するときは、使用を許可しない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が	(使用の許可) 第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。 (許可の制限) 第7条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当</u>するときは、使用を許可しない。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委</u>

不適當と認めたとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は当該設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

員会が不適當と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可と同時に、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(使用の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。

(2) 使用許可に際し、付された条件に違反したとき。

(3) 第7条各号の規定に該当するとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>教育委員会が別に定める</u> 。
--	---

(鈴鹿市文化財保護条例の一部改正)

4 鈴鹿市文化財保護条例（昭和48年鈴鹿市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条―第3条）</u> <u>第2章 鈴鹿市指定文化財（第4条―第13条）</u> <u>第3章 鈴鹿市文化財保護審議会（第14条―第19条）</u> <u>第4章 委任（第20条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（<u>昭和32年三重県条例第72号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市の区域内に存在するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用を図り、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。</u>	（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（<u>昭和32年条例第72号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市内にあるもののうち重要なものを市が指定して、その保存、活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。</u>

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの

(財産権等の尊重)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項に規定するものをいう。

(財産権等の尊重)

第3条 鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行にあた

しなければならない。

第2章 鈴鹿市指定文化財

(指定等)

第4条 市長は、市の区域内に存在する文化財（法及び県条例の規定による指定を受けたものを除く。）のうち市にとって重要なものを鈴鹿市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（無形の文化財を保持する者が主たる構成員となつていてる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。ただし、所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下「所有者等」という。）が指定の申請をし、又は所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をするときは、当該無形の文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ第14条に規定する鈴鹿市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

つては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重しなければならない。

(鈴鹿市文化財調査会)

第4条 文化財に関する諮問機関として、鈴鹿市文化財調査会（以下「調査会」という。）を置く。

5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該市指定文化財の所有者等（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。ただし、当該所有者等が判明しない場合の通知については、この限りでない。

6 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をした後においても、当該指定をした無形の文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めたときは、そのものを保持者又は保持団体として認定することができる。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による認定について準用する。
（指定等の解除）

第5条 市長は、市指定文化財がその価値を失つたとき、その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、その保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるとき、その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。

5 前条第5項の規定は、前項の規定による指定及び認定の解除について準用する。

(管理等の義務)

第6条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指示に従い、その管理及び保存に努めなければならない。

(届出)

第7条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所有者又は権原に基づく占有者に変更があつたとき。

(2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(3) 保持団体の代表者を変更し、構成員に異動を生じたとき。

(4) 市指定文化財（無形のものを除く。次号及び第6号において同じ。）の全部

(管理義務)

第5条 第1条の規定により指定された文化財（以下「市指定文化財」という。）の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その管理、保護に努めなければならない。

(環境の保全)

第6条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めたときは、地域を定めて一定の行為を制限又は禁止することができる。

又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(5) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 市指定文化財を修理しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者の相続人又は当該保持団体の代表者であつた者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（管理等に関する指示又は助言）

第8条 市長は、市指定文化財の所有者等に対し、その管理又は保存に関し必要な指示又は助言をすることができる。

（現状変更等の制限）

第9条 市指定文化財（無形のものを除く。）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為にあつては影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 市長は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(公開及び出品)

第10条 市長は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第11条 市長は、市指定文化財の管理又は保存のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、当該所有者等に対し予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

(調査及び報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について調査し、当該市指定文化財の所有者等に対し報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第13条 市指定文化財（無形のものを除く。）の所有者の変更があつたときは、新所有者は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う市長の指示、処分その他

(公開及び出品)

第7条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第8条 教育委員会は、市指定文化財の保護活用のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

の措置による旧所有者の権利義務を承継する。

第3章 鈴鹿市文化財保護審議会

(設置)

第14条 法第190条第2項の規定に基づき、
鈴鹿市文化財保護審議会（以下「審議会」
という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に
掲げる事項について調査審議し、及びその
結果を答申する。

(1) 第4条第1項の規定による指定

(2) 第4条第3項及び第6項の規定によ
る認定

(3) 第5条第1項の規定による指定の解
除

(4) 第5条第2項の規定による認定の解
除

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が
必要と認める事項

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関す
る重要事項について市長に建議することが
できる。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織す
る。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有
する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただ

し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 委任

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第9条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会が別に定める</u> 。
---	---

(佐佐木信綱記念館条例の一部改正)

- 5 佐佐木信綱記念館条例（昭和61年鈴鹿市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業 (参観時間等) 第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と	(事業) 第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が必要と認める事業 (参観時間等) 第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に

認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

(1) 月曜日、火曜日及び第3水曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときを除く。

(2) 略

(施設等の使用の許可)

第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の許可)

第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の基準)

第7条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しないものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、前条第1項の許可につい

必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

(1) 月曜日及び第3火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日

(2) 略

(使用の許可)

第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の許可)

第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「資料の特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用（以下「使用」という。）を許可しないものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、前条第1項の許可につい

て準用する。この場合において、前項中「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「使用」とあるのは「特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

て準用する。この場合において、前項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「教育委員会が使用」とあるのは、「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号及び第3号中「使用」とあるのは「特別利用」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用若しくは資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設等又は当該資料を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「第6条第1項の許可を受けた者」と、「使用の」とあるのは「資料の特別利用の」と、「使用を」とあるのは「資料の特別利用を」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用又は資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による使用又は資料の特別利用の許可の取消し若しくは停止を受けたときは、直ちに当該施設等又は資料を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---

(鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部改正)

6 鈴鹿市ふれあいセンター条例（平成6年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めたこと。 (使用の許可) 第5条 センターを使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 <u>市長</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができる。	(事業) 第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認めたこと。 (使用の許可) 第5条 センターを使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができ

(許可の基準)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) 略

(2) 特定の政党又は候補者の利害に関する事業を行うと認めたとき。

(3)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めたとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。

(1)・(2) 略

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ

る。

(許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) 略

(2) 特定の政党、候補者の利害に関する事業を行うと認めたとき。

(3)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めたとき。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。

(1)・(2) 略

(使用料)

第8条 第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ

し、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設又は当該設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、

し、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに当該施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたと

その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	きは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
--	--

(鈴鹿市考古博物館条例の一部改正)

7 鈴鹿市考古博物館条例（平成10年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 博物館資料に関する専門的<u>及び技術的な</u>調査研究を行うこと。 (5)～(7) 略 (8) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業 (入館の制限) 第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (施設の使用<u>の許可等</u>) 第6条 <u>博物館の講堂</u>又は会議室を使用しよ	(事業) 第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 博物館資料に関する専門的、<u>技術的な</u>調査研究を行うこと。 (5)～(7) 略 (8) 前各号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>が必要と認める事業 (入館の制限) 第5条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (施設の使用<u>又は特別利用の許可</u>) 第6条 <u>講堂</u>又は会議室を使用しようとする

うとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。
（許可の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

（1）・（2） 略

2 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

（1）・（2） 略

（3） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（4） 略

3 前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

3 委員会は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。
（許可の取消し等）

第7条 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

（1）・（2） 略

2 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用若しくは特別利用を停止することができる。

（1）・（2） 略

（3） この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

（4） 略

3 前項の規定による許可の取消し又は使用若しくは特別利用の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

ができる。 (資料の貸出し) 第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ため</u>に使用され、かつ、<u>市長</u>が取扱い上の安全性が確保されると認めたときは、貸し出すことができる。 (損害賠償の義務) 第12条 博物館を利用する者又は前条の<u>規定により</u>博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	とができる。 (資料の貸出し) 第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ため</u>使用され、かつ、<u>委員会</u>が取扱い上の安全性が確保されると認めたときは、貸し出すことができる。 (損害賠償) 第12条 博物館を利用する者又は前条の博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	--

(鈴鹿市資料館条例の一部改正)

8 鈴鹿市資料館条例（平成17年鈴鹿市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、<u>もって</u>市民の文化の向上	(設置) 第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、市民の文化の向上に資す

に資するため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

（1）～（4） 略

（5） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

るため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

（3） 展示の変更期間又は資料の整理期間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

（1）～（4） 略

（5） この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が参観を不相当と認めたとき。

(閲覧又は利用の許可)

第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障を来すおそれのあるとき。

2 前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止によって前条第1項の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が参観を不相当と認めたとき。

(閲覧又は利用の許可)

第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条の許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は閲覧若しくは利用を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

2 前項の規定による許可の取消し又は閲覧若しくは利用の停止によって前条の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな

なければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	なければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	--

(鈴鹿市立図書館条例の一部改正)

9 鈴鹿市立図書館条例（平成27年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(名称等) 第2条 略 2 鈴鹿市立図書館に視聴覚室及びロビーを置く。 3 略 4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリーを置く。 (入館の制限等) 第4条 <u>市長</u>は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>図書館への入館を制限し、若しくは禁止し、又は図書館からの退去を命ずることができる。</u> (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当でないと認めるとき。	(名称等) 第2条 略 2 鈴鹿市立図書館に<u>会議室</u>、視聴覚室及びロビーを置く。 3 略 4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリー<u>（和室を含む。以下同じ。）</u>を置く。 (入館の制限) 第4条 <u>鈴鹿市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館を制限することができる。</u> (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が適当でないと認めるとき。

2 市長は、図書館の管理運営上支障を来すおそれがあると認めるときは、図書館の資料の閲覧、貸出し等を制限し、又は禁止することができる。

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

ウ 略

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で教育委員会が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で教育委員会が必要と認めた事業

ウ 略

エ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号ア及びイに掲げる事業以外の事業を行うために使用するとき、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号アに掲げる事業以外の事業を行うために使用するとき、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

し、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (鈴鹿市立図書館協議会) 第13条 略 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	し、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (鈴鹿市立図書館協議会) 第13条 略 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	--